

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

採用情報 ※応募書類は返却しません。

保育士・子供園保育士（嘱託員）

☑保育業務▶勤務期間=30年4月1日～31年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日（祝日を除く）。月～土曜日の午前7時30分～午後7時45分のうち実働7時間45分（区立子供園は午後6時30分まで。交代制）▶勤務場所=区立保育園・区立小規模保育事業所・区保育室・定期利用保育施設・区立子供園のいずれか（年度途中を含め異動となる場合あり）▶資格=都道府県知事の保育士登録を受けていて（区立子供園は幼稚園教諭普通免許を有する方も可）、30年3月31日までに保育士証または幼稚園教諭普通免許状（いずれも写し）を提出できる方▶募集人数=50名程度▶報酬=月額18万2600円～（29年度実績）▶その他=実務経験による報酬加算、有給休暇、健康診断、被服貸与あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑申込書（保育課管理係〈区役所東棟3階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に保育士証または幼稚園教諭普通免許状（いずれも取得見込み証明書を含む）の写しを添えて、12月4日～30年1月12日午後5時（必着）に同係へ簡易書留で郵送・持参 ☑同係 ☑書類選考合格者には面接を実施。最終合格後、健康診断書を提出

区立学校支援教職員（補助教員）

☑担当教員とのチームティーチングによる授業補助および特別活動の補助等▶勤務期間=30年4月1日（予定）～31年3月31日（5回まで更新可）▶勤務日時=原則、月～金曜日の午前8時～午後5時の間で指定する6時間。長期休業期間を除く▶勤務場所=区立小中学校▶資格=小学校（全科）、中学校（国語・数学・理科・英語・保健体育）のいずれかの教諭免許状を有する方（取得見込みを含む）▶募集人数=若干名▶報酬=時給1390円（予定）▶その他=有給休暇あり。交通費支給（上限あり）☑申込書（教育人事企画課〈区役所東棟6階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に教諭免許状の写し（取得見込み者は後日提出）を添えて、12月15日午後5時（必着）までに同課へ郵送・持参 ☑同課 ☑詳細は、募集要項参照。最終合格後、健康診断書を提出

区立学校職員（嘱託教員）

☑区立学校での英語教育指導ほか▶勤務期間=30年4月1日～31年3月31日まで（更新の場合あり）▶勤務日時=月16日。午前8時15分～午後5時（実働7時間45分）▶勤務場所=区立学校▶資格=中学校英語科教諭免許状を有する方▶募集人数=1名▶報酬=月額18万2600円～（29年度実績）▶その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑申込書（教育人事企画課〈区役所東棟6階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に免許状の写しを添えて、12月15日（必着）までに同課へ郵送・持参 ☑同課 ☑書類・面接による選考あり。最終合格後、健康診断書を提出

区立学校職員（学習支援教員・司書）

①学習支援教員

☑学習障害等のために学習面で困難を抱える児童・生徒への、個別的な学習支援▶勤務日時=月16日以内。午前8時15分～午後4時45分のうち、実働6時間（原則、長期休業期間を除く）▶資格=小学校教諭免許状または中学校教諭免許状を有する方（取得見込み含む）▶募集人数=小学校若干名、中学校15名程

度▶報酬=月額1万2600円（29年度実績）

②学校司書（パートタイマー）

☑学校図書館の運営業務ほか▶勤務日時=週5日。原則、月～金曜日の午前8時～午後5時のうち実働6時間▶資格=司書（司書補）または司書教諭の講習を修了した方（修了見込みを含む）▶募集人数=20名▶報酬=時給1390円（予定）▶その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）

…………… いずれも ……………

▶勤務期間=30年4月1日（予定）～31年3月31日（②は5回まで更新可）▶勤務場所=区立学校 ☑申込書（教育人事企画課〈区役所東棟6階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に各資格証の写し（①小学校教諭免許状または中学校教諭免許状〈見込者は後日〉②司書〈司書補〉の資格を有すること、または司書教諭の講習を修了したこと〈修了見込み含む〉を証明するもの）を添えて、12月15日午後5時（必着）までに同課へ郵送・持参 ☑同課 ☑詳細は、募集要項参照。最終合格後、健康診断書を提出

杉並障害者福祉会館受付職員（夜間管理業務）

☑勤務期間=30年4月1日～31年3月31日（更新可。ただし、70歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月12日程度。午後4時50分～9時（午後10時までの場合あり）▶勤務場所=杉並障害者福祉会館▶資格=区内在住で70歳未満の方▶募集人数=若干名▶報酬=時給1200円（29年度実績）☑履歴書を、12月20日（必着）までに杉並障害者福祉会館運営協議会事務局（〒168-0072高井戸東4-10-5）へ郵送・持参 ☑同事務局 ☑3332-6121（第3月曜日を除く。午前8時30分～午後5時）☑書類選考合格者には面接を実施

区立学校職員（事務・栄養士・学校施設管理）

①学校事務（嘱託員）

☑勤務日時=月16日。原則、午前8時15分～午後4時45分▶募集人数=19名程度▶報酬=月額14万6900円～（29年度実績）

②栄養士（パートタイマー）

☑献立の作成補助ほか▶勤務日時=月20日以内。原則、午前8時30分～午後3時30分▶募集人数=1名▶報酬=時給1270円（29年度実績）

③学校施設管理（パートタイマー）

☑機械警備のセット・解除ほか▶勤務日時=隔日勤務。平日午後4時～10時（土・日曜日、祝日は午前8時から）▶募集人数=若干名▶報酬=時給1220円～（29年度実績）

…………… いずれも ……………

▶勤務期間=30年4月1日～31年3月31日（5回まで更新可。ただし、①は65歳に達した年度末で退職）▶勤務場所=区立学校（②は杉並和泉学園）▶その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑申込書（教育委員会庶務課教職員係〈区役所東棟6階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に②は栄養士免許証の写しまたは取得見込み証明書を添えて、12月26日午後5時（必着）までに同係へ簡易書留で郵送・持参 ☑同係 ☑書類選考合格者には面接を実施（30年1月下旬予定）。最終合格者は2月中旬までに発表予定。詳細は、募集案内参照

区立学校・区立保育園栄養士（嘱託員）

☑献立の作成など▶勤務期間=30年4月1日～31年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。原則、学校は午前8時15分～午後4時45分。保育園は午前8時30分～午後5時15分▶勤務場所=区立学校または区立保育園▶資格=30年4月1日現在65歳未満で、栄養士の免許保有者または取得見込みの方▶募集人数=10名程度▶報酬=月額21万1700円～（29年度実績）▶その他=有給休暇、被服貸与あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑申込書（保育課管理係〈区役所東棟3階〉、教育委員会庶務課教職員係〈東棟6階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）に栄養士免許証の写しまたは取得見込み証明書を添えて、12

月26日午後5時（必着）までに教育委員会庶務課教職員係へ簡易書留で郵送・持参 ☑教育委員会庶務課教職員係、保育課管理係 ☑書類選考合格者には面接を実施（30年1月中旬予定）。最終合格者の発表は1月末予定。最終合格後、健康診断書を提出。詳細は、募集案内参照

在宅医療・生活支援センター非常勤職員（精神保健福祉士）

☑生活課題事例に関する相談調整ほか▶勤務期間=30年4月1日～31年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）▶勤務場所=在宅医療・生活支援センター（天沼3-19-16ウェルファーム杉並3階）▶資格=精神保健福祉士の資格を有する方▶募集人数=若干名▶報酬=月額21万1700円（29年度実績）▶その他=実務経験による報酬加算、有給休暇、健康診断あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑申込書（区ホームページからも取り出せます）に資格証明書の写しを添えて、12月28日午後5時（必着）までに保健福祉部管理課在宅医療・生活支援センター開設準備担当（区役所西棟10階）へ簡易書留で郵送・持参 ☑同担当 ☑書類選考合格者には面接を実施（30年1月下旬を予定）。最終合格者の発表は2月上旬予定。勤務場所は30年4月開設

杉並障害者福祉会館嘱託員①看護師②福祉

☑「ふれあい広場」「生活リハビリ事業」の利用者支援・相談ほか▶勤務期間=30年4月1日～31年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。原則、火～金曜日の午前8時30分～午後5時15分▶勤務場所=杉並障害者福祉会館▶資格=①看護師②精神保健福祉士・社会福祉士いずれかの資格を有する方、または障害者福祉施設等で障害者支援の実務経験を有する方▶募集人数=各1名▶報酬=月額①21万8500円②18万2600円（いずれも29年度実績）▶その他=実務経験による報酬加算、有給休暇、健康診断あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑履歴書に①は看護師免許証の写しを添えて、12月20日午後5時（必着）までに障害者生活支援課地域生活支援担当（〒168-0072高井戸東4-10-5杉並障害者福祉会館内）へ簡易書留で郵送・持参 ☑同担当 ☑3332-1817 ☑書類選考合格者には面接を実施。最終合格者の発表は30年1月予定。最終合格後、健康診断書を提出

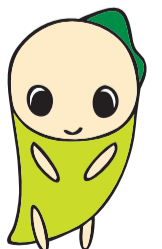
非常勤職員（区役所巡視職員）

☑区役所本庁舎内の警備（簡単な案内をする場合もあり）、議会開催時の警備、庁舎の開庁・閉庁準備作業ほか▶勤務期間=30年4月1日（予定）～31年3月31日（5回まで更新可。ただし、65歳に達した年度末で退職）▶勤務日時=月16日。原則、月～金曜日▶勤務場所=区役所本庁舎および周辺の区施設▶募集人数=若干名▶報酬=月額18万2600円～21万8500円（29年度実績）▶その他=有給休暇あり。社会保険加入。交通費支給（上限あり）☑申込書（経理課庁舎管理係〈区役所東棟5階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、12月22日午後5時（必着）までに同係へ簡易書留で郵送・持参 ☑同係 ☑詳細は、募集案内参照

施設情報

荻窪体育館の休館

照明設備等の改修工事を行うため、30年2月17日(土)まで、体育館および小体育室は使用できません。また、武道場も12月10日(日)～23日(祝)の間、電気設備改修工事のため使用できません。
☑スポーツ振興課施設管理係



子育て・教育

杉並区学齢期発達支援事業

区では、発達支援を必要とする学齢期の発達障害の方に対し、区が委託する事業所で療育等を行い、社会生活を円滑に行えるよう支援します。

④次の要件を全て満たす児童①発達障害の診断を受けている②知的な遅れのない小学1～3年生(除外要件あり)③区長が発達支援を必要と判断した ④障害者施策課発達障害児相談担当

就学通知書(入学のお知らせ)の発送

30年4月に区立小中学校へ入学する方を対象に、就学通知書(入学のお知らせ)を12月12日(火)に発送します。この通知は、入学式に持参してください。なお、入学式の日時などは指定校に確認してください。

また、指定された学校へ入学することができない特別な事情がある場合は、就学通知書に同封する「平成30年4月新入学児童・生徒の保護者の方へ」をご覧ください。学務課学係へご相談ください。

☎同係

募集します

杉並区奨学生(高校生対象)

④貸付額①月額奨学金=公立校=1万7000円以内/私立校=2万9000円以内②入学準備金=公立校=10万円以内/私立校=30万円以内(いずれも無利子)▶返還方法=卒業(貸し付け終了)の1年後～10年以内に返還▶対象=30年度、高等学校・高等専門学校・専修学校(高等課程)に入学予定で、区内に1年以上住み、独立の生計を営む保護者と同居し、一定条件を満たした連帯保証人を立てることができ、経済的理由で修学が困難な方(所得による審査あり。他から同様の奨学金を受ける方を除く)▶申請期間

=30年1月9日～3月2日(在学生の月額奨学金の貸し付け申請は随時受け付け) ④申請書(学務課(区役所東棟6階)、区立中学校で12月上旬から配布予定)を、同課就学奨励担当へ持参 ④同担当

高齢者住宅生活協力員

④高齢者住宅「みどりの里」に住み込みでの入居者の緊急時の対応・安否の確認・相談業務など▶勤務期間=①随時②30年4月1日～(予定)▶勤務時間=月～金曜日の午前9時～午後5時(緊急時の対応は業務時間外も行う)▶勤務場所=①成田東みどりの里(成田東1-23-14)②井草第二みどりの里(井草5-17-14)▶資格=次の条件を全て満たす方(1)50歳以下(2)保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー1・2級のいずれか(取得見込みを含む。配偶者でも可)。または世帯の中に区内の医療機関・社会福祉施設に勤務する者がいる(3)住宅に困っていて、高齢者住宅内の生活協力員室(3DK)に大人2名以上の世帯で住むことができる(子どもがいる方も可)(4)世帯の所得が月額おおむね15万円以上▶募集数=各1世帯▶委託料=月額10万円(住宅使用料相当分は区が負担) ④履歴書に世帯全員の28年中の所得が分かる書類を添えて、住宅課(区役所西棟5階)へ簡易書留で郵送・持参 ④同課 ④書類選考合格者には面接を実施。応募書類は返却しません

「角川庭園・幻戯山房～すぎなみ詩歌館～」管理運営業務の委託事業者

公募型プロポーザル方式で募集します。④公募期間=12月22日(金)～30年1月10日(水) ④公園・庭園施設、またはこれに類する施設における管理業務の実績を有し、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行できる法人、その他団体 ④まちづくり推進課まちづくり景観係 ④詳細は、実施要領(区ホームページから取り出せます)参照

生活・環境

羽田空港の機能強化のための飛行経路案に関する説明会

国から新飛行経路案が示されています。その一つに、中野区上空約3000フィート(約900m)を飛行する案が示されています。国はこれらの案について、オープンハウス型住民説明会を開催します。

④国土交通省航空局首都圏空港課 ☎5253-8721、区環境課公害対策係 ④説明会は、下記を含め都内13カ所で開催され、どの会場でも参加できます。詳細は、国土交通省ホームページ参照

〈杉並区近辺の説明会〉

中野駅周辺	④12月16日(土)午前11時～午後4時 ④なかのZERO(中野区中野2-9-7)
恵比寿駅周辺	④12月20日(水)午後2時～7時 ④恵比寿社会教育館(渋谷区恵比寿2-27-18)
光が丘駅周辺	④30年1月13日(土)午前11時～午後4時 ④光が丘IMA(練馬区光が丘5-1-1)
新宿駅周辺	④30年1月18日(木)午後2時～7時 ④新宿駅西口広場イベントコーナー(新宿区西新宿1丁目)

その他

杉並区手話通訳者認定試験


④④30年1月28日(日)午前9時=一次試験(書き取り通訳、手話表現問題)▶午後1時30分=二次試験(口頭通訳、面接(一次試験合格者のみ)) ④区役所 ④次の条件を全て満たす方①区内在住・在勤で18歳以上②杉並区手話講習会手話通訳者養成基本クラス以上の修了者または東京都・他区市町村の同等レベルの養成クラスの修了者(いずれも見込み含む)▶合格後の条件=(1)合格後の新任研修会に出席できる(30年2月16日(金)・21日(水)・28日(水)、3月7日(水)の夜間(計4回))(2)認定後、杉並区登録者として手話通訳者派遣事業に協力し、派遣依頼に応じられる(他区市町村の手話通訳者でないこと)(3)認定後、杉並区手話通訳者連絡会に入会し、定例会に参加できる(4)手話サークル・杉の会に入会できる ④ハガキ(12面記入例)に手話歴(どこの手話講習会をいつ修了したか、手話サークル名、経験年数など)、在勤の方は勤務先名も書いて、12月28日(必着)までに障害者生活支援課(区役所中棟2階)へ郵送・持参 ④同課管理係 ④詳細は、お問い合わせください

マイナンバーカードは安心・便利なカードです

マイナンバーカードにはさまざまなセキュリティ対策が施されているので安心です。また、マイナンバーカードを作成すると、証明書自動交付機と同じ証明書を取得できる証明書コンビニ交付サービスが利用できます。

なお、証明書自動交付機は、30年8月31日をもって廃止します。

④区民課個人番号カード交付担当



ありがとうございました


9・10月のご寄付(敬称略・順不同)

【福祉】鈴木和博▶浅原元次郎▶鈴木千代子▶匿名および氏名のみ公表分計=5万3000円

【みどりの基金】みどりの保全=成田西ふれあい農業公園来場者有志(9月分)=5万1794円▶成田西ふれあい農業公園来場者有志(10月分)=1万2675円▶「第36回PTAさんや祭」参加者有志=1万1950円▶「四宮フェスティバル」参加者有志=2万1000円▶「下高井戸区民集会所まつり」参加者有志=1万6512円▶「きた!きた!高円寺まつり」参加者有志=2万6892円▶喜多雅彦=1万円▶「みどりの基金キャンペーン」来場者有志=2万8338円▶鈴木和博▶鈴木千代子▶「堀之内小学校こどもフェスティバル」参加者有志▶宮前三丁目町会・防災会/(仮称)荻外荘公園などの整備=矢野保▶匿名計=7万4944円

【NPO支援基金】(株)チャイルド社=5万円▶西武信用金庫阿佐ヶ谷南支店=1万円▶(株)井口鉦油=5万円▶(株)興建社=1万円▶鈴木和博▶鈴木千代子▶和泉ビジネス・マシン(株)堀ノ内若陸会▶Neo House Tokyo▶匿名および氏名のみ公表分計=9万6071円

【次世代育成基金(9月1日～10月31日)】平松貴志=3万円▶寺崎孝穂=1万円▶上岡弘明=5万円▶宮崎隆=3万円▶渡邊豊子=30万円▶鈴木和博(3件)▶鈴木千代子▶青山稔夫▶小林京子▶田邊信義▶舟橋昌好▶白鳥照子▶辰野壽子▶木村聖哉▶伊藤尚子▶濱田幸子▶井出紀子▶高井戸中学校PTA▶(株)ディッグ▶匿名および氏名のみ公表分計=196万6022円



12月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
建築総合無料相談会★	④12月5日(火)・19日(火)午後1時～4時 ④区役所1階ロビー ④他図面などがある場合は持参	④東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区建築課耐震改修担当
行政相談(国の仕事等の苦情や要望)★	④12月8日(金)午後1時～4時 ④区政相談課(区役所東棟1階)	④区政相談課
住宅の耐震無料相談会★	④12月13日(水)午後1時～4時 ④区役所1階ロビー ④他図面などがある場合は持参	④建築課耐震改修担当
マンション管理無料相談	④12月14日(木)・28日(木)午後1時30分～4時30分 ④区役所1階ロビー ④区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者など ④定各日3組(申込順)	④杉並マンション管理士会 ☎http://suginami-mankan.org/から申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ④同事務局 ☎3393-3680、区住宅課
土曜法律相談	④12月16日(土)午後1時～4時(1人30分) ④相談室(区役所西棟2階) ④定12名(申込順)	④電話で、12月11日～15日午前8時30分～午後5時に専門相談予約専用 ☎5307-0617。または区政相談課窓口で予約 ④同課
不妊専門相談	④12月19日(火)午後1時30分・2時10分・2時50分・3時30分 ④杉並保健所(荻窪5-20-1) ④区内在住・在勤・在学の方 ④定各1名(申込順)	④電話で、杉並保健所健康推進課健康推進係 ☎3391-1355
専門家による空家等総合相談窓口	④12月21日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分(1組45分) ④相談室(区役所西棟2階) ④区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) ④定各1組(申込順)	④申込書(区ホームページからも取り出せます)を、12月19日までに建築課空家対策係 ☎5307-0690へファクス ④同係

※★は当日、直接会場へ。

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

杉並区役所 ☎3312-2111(代表) 〒166-8570阿佐谷南1-15-1

【ご意見をお寄せください】

区民意見を
募集します

◇閲覧場所

改定(案)等の詳細は、各閲覧場所のほか、下記の場所および区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)」)でご覧いただけます(各閲覧場所の休業日を除く)。

- 区政資料室(区役所西棟2階)
- 区民事務所
- 図書館

◇意見提出方法

ハガキ・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、各意見提出先。ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地、代表者の氏名)を記入(区ホームページにもご意見を書き込めます)。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」などで公表する予定(「特定個人情報保護評価書(案)」は30年1月予定)。

【30～35年度】第2期データヘルス計画・
第3期特定健康診査等実施計画(案)

◇計画の位置付け

データヘルス計画は「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」、特定健康診査等実施計画は「高齢者の医療の確保に関する法律及び指針」に基づき策定するものです。保険者が保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施することができるよう両計画を一体的に策定します。

◇計画(案)の概要

健診・医療情報のデータ分析に基づいた被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を目標としています。

- 健診・医療情報のデータ分析結果から健康課題を明確にしています。
- データヘルス計画=健康課題から目標値の設定を含めた保健事業を策定します。さらにPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施します。
- 特定健康診査等実施計画=特定健康診査・特定保健指導について、各年度の目標値および実施方法等を定めています。

◇意見提出・問い合わせ先

国保年金課 ☎5307-0685 ☒kokuhonenkin-k@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着)

30年1月4日まで

◇閲覧場所

国保年金課保健事業担当(東棟2階)

【30～32年度】第5期杉並区障害福祉計画・
第1期杉並区障害児福祉計画(案)

◇計画(案)の概要

障害福祉計画は、区の障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた目標および見込み量などを定める計画です。法改正により新たに義務付けられた障害児福祉計画と一体的に策定します。

「皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会」を計画基本理念として、各種施策を進めます。

- 障害福祉計画=就労促進や職場定着、地域の支援体制の整備、障害福祉サービスなど、各年度の取り組みの目標値を定めます。
- 障害児福祉計画=療育支援の充実など、障害児を対象としたサービスなどの提供体制の構築について、各年度の取り組みの目標値を定めます。

◇意見提出・問い合わせ先

障害者施策課 ☎3312-8808 ☒s-sisaku@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着)

30年1月4日まで

◇閲覧場所

障害者施策課(東棟1階)、障害者生活支援課(中棟2階)、障害者福祉会館(高井戸東4-10-5)、高円寺障害者交流館(高円寺南2-24-18)、障害者地域相談支援センターすまいる(荻窪・高円寺・高井戸)

※4計画(案)については、保健福祉部管理課(西棟10階)、保健センター、杉並保健所(荻窪5-20-1)、福祉事務所でもご覧になれます。

【27～31年度】杉並区子ども・子育て支援事業計画の見直し

◇計画見直しの経緯

子ども・子育て支援法に基づき、子育て支援の取り組みをより一層総合的・計画的に推進するために27年4月に計画が策定されましたが、社会情勢の変化や保育需要の増大などに対応するため、27～31年度の計画期間の中間年の見直しを行いました。

◇見直した計画(案)の概要

- 教育施設・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の各年度における確保すべき「量の見込み」とそれに対する「確保量・確保策」を明らかにしています。
- 計画の着実な推進に向け、「杉並区子ども・子育て会議」(学識経験者、子育て中の保護者、教育・保育施設の事業者、子育て支援団体の関係者などで構成)の意見を聴きながら、進捗状況を点検・評価し、計画に反映させます。

◇意見提出・問い合わせ先

子育て支援課計画推進担当 ☎5307-0686 ☒k-sien-k@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着)

30年1月4日まで

◇閲覧場所

子育て支援課(東棟3階)、児童館(子ども・子育てプラザ和泉含む)、児童青少年センター(荻窪1-56-3)、保育園、区立子供園

【30～32年度】杉並区高齢者保健福祉計画・
第7期介護保険事業計画(案)

◇計画(案)の策定

介護保険事業計画は、介護給付対象サービス量や介護保険事業費の見込みを明らかにするなど、区の介護保険事業を円滑に運営するための計画です。今期からは「杉並区保健福祉計画」との整合を図りつつ、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」を併せ持つ「杉並区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」として一体的に策定します。

◇計画(案)の概要

- ①地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 高齢者の健康づくりと介護予防、在宅医療・介護連携の推進、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現、要介護高齢者の住まいと介護施設の整備など。
- ②持続可能な介護保険事業運営を目指して
 - 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止、介護給付の適正化、介護人材の確保および質の向上、介護保険サービスの適正な利用の推進など。

◇介護保険法の一部改正および本計画についての説明会を実施します。

時12月15日(金)午後1時～3時・16日(土)午後2時～4時 場区役所第4会議室(中棟6階) 定員各100名(先着順)

◇意見提出・問い合わせ先

高齢者施策課 ☎5307-0698 ☒k-sisaku@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着)

30年1月4日まで

◇閲覧場所

高齢者施策課(東棟1階)、高齢者在宅支援課(西棟2階)、介護保険課(東棟3階)、ケア24、ゆうゆう館、高齢者活動支援センター

【30～33年度】杉並区スポーツ推進計画(「健康スポーツライフ杉並プラン」の改定)

◇改定の趣旨

区は、「健康スポーツライフ杉並プラン」(計画期間=25～29年度)により、健康づくりを切り口に、スポーツ・運動への関心を高める取り組みを進めてきました。その成果と課題、社会状況の変化を踏まえ、さらに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、一人ひとりの健康スポーツライフと絆のあるまちの実現に向けて改定します。

◇計画(案)の概要

「始める 続ける 広がる スポーツを通じた絆のあるまち」を目指して、日ごろスポーツ・運動を行っていない人も含め、障害の有無にかかわら

ず、子どもから高齢者まで、より多くの区民が気軽にスポーツ・運動に親しむことを通じて、生涯にわたる仲間づくり・健康づくりにつなげる方向性や取り組みを示したものです。

◇意見提出・問い合わせ先

スポーツ振興課 ☎5307-0693 ✉sp-sinko@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着)

30年1月4日まで

◇閲覧場所

スポーツ振興課(東棟6階)、体育館、運動場

【30～33年度】杉並区男女共同参画行動計画(案)

◇改定の趣旨

「杉並区男女共同参画行動計画(計画期間=27～29年度)」に基づき行ってきた取り組みの効果を検証しつつ、社会情勢および国・都の動向等に対応し、男女共同参画社会の実現をさらに推進するため、改定します。

◇改定の基本方針

- 28年度に、区民および区内事業所を対象に実施した男女共同参画に関する意識と生活実態調査結果から得られた課題を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの推進に重点を置いた計画とします。
- 28年4月に女性活躍推進法が施行されたことに伴い、計画の一部を女性活躍推進法に定める「市町村推進計画」として位置づけます。
- 杉並区総合計画、杉並区実行計画、産業振興計画、杉並区保健福祉計画、杉並区教育ビジョン2012推進計画など、関連する区の計画との整合性を図ります。
- 第4次男女共同参画基本計画(内閣府)、東京都男女平等参画推進総合計画を踏まえた計画とします。

◇計画(案)の概要

●計画の体系

3つの目標と推進体制の整備を通じて、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

- 目標1 ワーク・ライフ・バランス推進と実現の仕組みづくり
- 目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり
- 目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり
- 計画のさらなる推進のために

◇意見提出・問い合わせ先

区民生活部管理課男女共同参画担当 ☎5307-0681 ✉danjo-t@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着)

30年1月4日まで

◇閲覧場所

区民生活部管理課男女共同参画担当(西棟7階)、男女平等推進センター(荻窪1-56-3)

住宅宿泊事業に関する区のルール(案)

◇策定の経緯

6月に「住宅宿泊事業法」が公布され、30年6月15日から区内でも届け出によりいわゆる民泊サービスが可能となります。民泊については、外国人を含むより多くの観光客の受け入れが可能となる一方で、騒音やごみ出し等の課題があり、良好な住宅地である杉並区においては住環境に対する影響が懸念されています。住宅宿泊事業法では、事業者に対し、周辺地域の住民からの苦情への対応等の義務などを定めていますが、区では、区の約8割を占める住居専用地域(※)の良好な住環境の保持を目的とした条例等による独自ルールの策定を検討しています。

※良好な住居環境を保護するために定められた地域で、第1種低層、第1種中高層住宅専用地域、第2種低層、第2種中高層住宅専用地域のこと。

◇ルール(案)の概要

- ①家主不在型の住宅宿泊事業は、住居専用地域では、休日および休前日を除く月曜正午から金曜正午までの実施を制限します。
- ②事業者は、事業を開始する前に近隣住民への周知に努めることとします。
- ③区は、届け出のあった事業者の所在地等を公表します。
- ④事業者は、事業で発生するごみを事業系廃棄物として適切に処理することとします。 など

◇意見提出・問い合わせ先

杉並保健所生活衛生課 ☎3391-1991 ☎3391-1926 ✉seikatueisei-k@city.suginami.lg.jp

◇閲覧・意見募集期間(必着)

30年1月4日まで

◇閲覧場所

杉並保健所生活衛生課(荻窪5-20-1)、産業振興センター(上荻1-2-1インテグラルタワー2階)

結核定期健診～65歳以上の方は胸部エックス線検査を受けましょう



結核は毎年多くの方が発症・死亡する重大な感染症です。加齢や病気などで免疫力が落ちると発症しやすくなり、特に65歳以上の患者の割合が増加しています。自覚症状がなくても、胸部エックス線検査を受けましょう。

対象者は、検査を無料で受けることができます。この機会にぜひ検査を受けましょう。

☎12月11日(月)～15日(金)午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) ☎杉並保健所(荻窪5-20-1) ☎次の要件を全て満たす方①区内在住で65～74歳の方②国民健康保険以外の保険組合に加入している方③今年度、一度も胸部エックス線検査を受けていない方、または受ける機会のない方 ☎杉並保健所保健予防課感染症係 ☎3391-1025

30年度 杉並区文化芸術活動 助成事業募集

——問い合わせは、文化・交流課文化振興担当へ。

◇助成金の種類

●文化芸術活動事業助成金

区内在住の個人または区内に活動拠点を持つ団体が、区内で実施する杉並の魅力をもつ質の高い文化芸術活動事業や、区民が参加・体験し、地域に広く波及していく事業に対し、その事業の一部を助成します。

●企画提案事業助成金

区が提示するテーマに対して、その実現に向け道筋を立て、実行力をもって取り組んでいる事業へ助成します。

【テーマ】

- ①子どもたちの想像力と思考力を育む事業～文化・芸術を通して世代間交流を
- ②レガシーの創出に向けた新たな文化芸術の創造～杉並から国内外へ文化を発信

※提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。

●大会等参加事業助成金

国内外で活躍する優秀な区民の文化芸術活動を支援・育成するため、国内の全国規模のコンクールおよび海外有名コンクール、大会等に出場し、実績を残した区内在住の個人および区内に活動拠点を持つ団体に対し、参加費相当等の一部を助成します。

…………… いずれも ……………

■募集要項（文化・交流課文化振興担当〈区役所西棟7階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を確認の上、12月4日～30年1月19日午後5時（必着）に同課へ郵送・持参 ■事業のヒアリング・書類点検あり。書類の提出前に必ず同担当へご連絡ください

自転車の保管・返還場所が変わります

下井草自転車集積所（下井草4-23-11）が12月28日（日）に廃止となります。それに伴い、30年1月4日（日）以降、西武新宿線下井草駅周辺の放置禁止区域から撤去した自転車の保管・返還場所が上井草四丁目自転車集積所（上井草4-25-22）に、JR中央線阿佐ヶ谷駅・東京メトロ丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅周辺の放置禁止区域から撤去した自転車の保管・返還場所が永福自転車集積所（永福2-1-11）に変わります。詳細は区ホームページをご覧ください。 図 交通対策課自転車対策係

今年度の健（検）診はお済みですか？

受診期間の延長はできません。

最終月は大変混み合いますので、早めの予約・受診をお願いします。

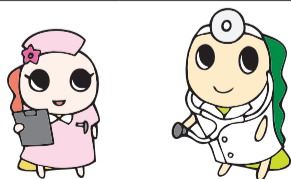
〈健（検）診の受診期間〉

健（検）診名	受診期限
成人歯科健診 図25・30・35・40・45・50・60・70歳の方	12月28日
区民健康診査（特定健診・後期高齢者健診・成人等健診）	30年1月31日
眼科検診 図40・45・50・55・60歳の方	
がん検診	30年1月31日
胃がん検診（杉並保健所3階実施分） ※エックス線のみ実施。	
胃がん検診（エックス線検査）	
胃がん検診（内視鏡検査）	
肺がん検診	
子宮頸がん検診	
乳がん検診	
大腸がん検診	30年1月31日

※いずれも年齢は30年3月31日現在。

※各健（検）診の詳細は、区ホームページをご覧ください。

図 杉並保健所健康推進課健診係（荻窪5-20-1 ☎3391-1015）



12月の粗大ごみ回収の申し込みはお早めに！

◇申し込み方法

●インターネット

粗大ごみ受付インターネット窓口 図 <https://sodai.tokyokankyo.or.jp/> (24時間受け付け)

●電話

杉並区粗大ごみ受付センター ☎5296-5300 (午前8時～午後7時)

●ファクス

杉並区粗大ごみ受付センター 図 5296-7001 (24時間受け付け)

【ファクスでの申し込み方法】

次の事項を記入し、送信してください（様式自由）。

- ・住所（粗大ごみを出す場所が住所と異なる場合は、出す場所の住所も記入）
 - ・氏名
 - ・昼間連絡が取れる電話番号、ファクス番号
 - ・申し込み品目名、大きさ（高さ・幅・奥行き）、数量
- ※回答が翌日となる場合があります。

（杉並清掃事務所・同事務所方南支所、ごみ減量対策課では受け付けできません）

◇年末年始のごみの収集休止

可燃ごみ・不燃ごみの収集、資源の回収は、年末は12月30日（出）まで、年始は30年1月4日（休）からになります。

また、粗大ごみ受付センターも12月29日（金）～30年1月3日（水）は、受け付けを休止します。

…………… いずれも ……………

図 杉並清掃事務所作業係 ☎3392-7281、同事務所方南作業係 ☎3323-4571

12月はオール東京滞納STOP強化月間

役立てます あなたの納税 地域に暮らす みんなのために

東京都と杉並区が連携し、徴収対策を集中して実施しています。

杉並区では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえや捜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

図 納税課



富士見丘小学校移転用地を暫定活用します

区では、33年度以降に老朽改築工事を予定している富士見丘小学校の移転用地として取得した企業社宅跡地（久我山2-19。約7300㎡）の一部を、当該跡地に隣接する富士見丘中学校の第二校庭（約2400㎡）および自転車集積所（約1000㎡）として暫定的に活用するための整備を行います。

この暫定活用は、30年4月から約3年間を想定しており、第二校庭は学校開放事業として、地域の方々も利用（種目＝テニス）できるようにします。 図 学校整備課（学校開放については学校支援課）



連載

第6回

「区立施設の再編を考える」

『シセツサイヘン』の取り組みの基本方針について②



このコラム(毎月1日号に掲載。全9回予定)では、区民の皆さんの生活に関わりが深い「区立施設再編整備計画」について、この計画の目的や進め方など、皆さんに分かりやすくお伝えしていきます。

—問い合わせは、企画課施設再編・整備担当へ。

今回は、基本方針の1つである「複合化・多機能化等による効率化の推進」について、これから作る図書館と地域コミュニティ施設の複合施設を例に説明するね。



図書館は分かるんだけど、「地域コミュニティ施設」って何？

地域の人たちの会議や趣味の活動で使える集会室・多目的室などのほか、誰でも自由に使えるラウンジもある、そんな施設なんだ。

図書館とその施設を複合化・多機能化することで、どんなメリットがあるのかしら？

利用者にとっては、図書館で今まで通り静かな環境で調べものもできますし、これに加え、図書館の本を地域コミュニティ施設に持ち込んで、飲食をしながら読書や勉強、打ち合わせができるなど、より自由な使い方ができるようになります。



あら、それは便利になるわね。

また、施設の運用に当たっては、受付窓口やロビーなどを共用することができるほか、図書館で行っている講演会などのイベントを地域コミュニティ施設の集会室で実施できるなど、効率化を図れるというメリットもあるんです。



区職員

次回
予定

「シセツサイヘン」の取り組みの基本方針について③

冬も食中毒にご注意を!

ノロウイルスに要注意

食中毒が一番多い季節は冬であることをご存じですか。冬はノロウイルスを原因とする食中毒が圧倒的に多く、注意が必要です。

この食中毒は、調理人の手指を介してウイルスが付着した食品や、ウイルスが蓄積した生がき等の二枚貝を食べることで発症することがあります。主な症状は、嘔吐、下痢、腹痛、発熱などで、原因となる食品を食べたから1~2日程度で発症します。

予防のポイント

- せっけんを使い、流水で十分に手を洗う
- 食品の中心部を85~90℃で90秒以上加熱する
- 感染者の便や嘔吐物を適切に処理する



細菌性食中毒

細菌性食中毒は梅雨や夏の時期に多く、冬場になると減少していくことが特徴です。しかし、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌などは、少量の菌で食中毒を起こすため、季節を問わず起こります。

これらの菌は、鶏肉や豚肉等に付着していることが多いため、食べる際には中心部まで十分に加熱しましょう。

また、生野菜を原因とする腸管出血性大腸菌の食中毒も発生しています。生野菜を調理する際は、流水で十分に洗浄しましょう。必要に応じて、次亜塩素酸ナトリウムを使用したり、加熱して殺菌しましょう。

食品衛生歳末対策事業

杉並保健所では、多くの食品が出回る歳末に、食品などの衛生的な取り扱い、添加物の適正使用や適正表示を徹底するために「食品衛生歳末対策事業」を実施します。

〒167-8501 杉並保健所生活衛生課食品衛生担当 ☎3391-1991

「募金(おもい)」が「地域(まち)」をよくするしくみ

歳末たすけあい運動での募金をもとに、地域福祉を推進する活動(事業)に助成します。

—問い合わせは、杉並区社会福祉協議会地域福祉推進係 ☎5347-1017へ。

☑期間=30年4月1日(日)~31年3月31日(日)に実施する事業 ▶対象団体=区内で地域福祉活動を行っている、または活動開始を予定している民間非営利団体・グループ ▶対象事業=地域福祉活動を推進し、特定の組織の会員・構成委員等に限定されない、発展性のある事業 ▶種類・上限金額=チャレンジ応援助成(50万円)、定例活動活性化助成(20万円) ▶申請期間=30年1月9日~2月2日午後5時 ☑募集要項(12月上旬から杉並区社会福祉協議会で配布。同協議会 ☎<http://www.sugisyakyo.com/>からも取り出せます)を確認し、申請書を同協議会地域福祉推進係(荻窪5-15-13あんさんぶる荻窪5階)へ電話予約の上持参 ☑助成決定は30年3月に通知。交付時期は30年5月を予定

●助成金説明会

助成金の概要や申請書の書き方などのポイントを説明します。

☑12月14日(木)午後1時30分~3時 ☑あんさんぶる荻窪(荻窪5-15-13)

☑☎電話で、杉並区社会福祉協議会地域福祉推進係

歳末たすけあい
運動募金に
ご協力を

今年も町会・自治会などを通じて、12月31日(日)まで募金をお願いしています。皆さんの「やさしい気持ち」をお寄せください。

28年は1058万5152円の募金をいただきました。募金は区内ボランティア・福祉団体への助成など、地域福祉活動の推進に役立てられます。

☎杉並区社会福祉協議会 ☎5347-1017

区職員の給与などの状況についてお知らせします

区民の皆さんに区政への一層のご理解をいただくため、「杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与、採用などの概要をお知らせします。詳細は、区ホームページに掲載の「杉並区職員白書2017」をご覧ください。

——問い合わせは、人事課給与係、職員数などの状況については、人事課人事係へ。

給与などの決定のしくみ

東京23区共同で設置している特別区人事委員会が、毎年、23区内の民間企業の給与実態などを調査して行う勧告に基づき、区議会の審議を経て、条例で定めています。29年度の職員の給与・給与等については、次のとおりです。

■ 給与の種類とその内容 (29年4月1日現在)

※数値には再任用フルタイム勤務職員を含み、() は、再任用短時間勤務職員(定年退職者等の再採用)で外数です。

※※は28年度決算額です。

毎月決まって支給されるもの	給料	給料表に定める額(一般行政職、技能労務職など職務の内容によって給料表は異なります)						
	地域手当	民間における賃金や物価が特に高い地域に勤務する職員に支給される手当						
	扶養手当(月額)	支給率	【給料+扶養手当+管理職手当】の20%					
		1人当たり平均支給年額*	78万円(45万5000円)					
	住居手当(月額)	世帯主等	借家 借間	27歳以下	2万7000円			
				32歳以下	1万7600円			
		33歳以上	8300円	35歳未満 1万5000円	最高 2万7000円			
			交通機関利用者(電車、バス等)	原則6カ月定期券額(1カ月当たり限度額 5万5000円)				
	通勤手当	交通用具使用者(自転車等)	通勤距離に応じて支給					
	その他	管理職手当、初任給調整手当など						
勤務した実績に応じて支給されるもの	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難その他特殊な勤務に従事したときに支給される手当						
	支給実績*	3678万7000円(143万9000円)						
		職員全体に占める手当支給職員の割合*						
		8.7%(5.3%)						
		支給職員1人当たり平均支給年額*						
12万5000円(9万6000円)								
手当の種類(手当数)	6種類							
	手当の名称							
特定危険現場業務手当、福祉事務所等業務手当、防疫等業務手当、有害薬物取扱手当、清掃業務手当、教員特殊業務手当								
超過勤務手当	区分	27年度		28年度				
		支給総額	14億7656万7000円(2239万3000円)	13億9315万円(2264万2000円)				
	1人当たり平均支給年額	45万7000円(7万1000円)	44万4000円(8万2000円)					
その他	休日給、宿日直手当など							
臨時に支給されるもの	期末手当 勤勉手当	ボーナスに相当する手当						
	区分	杉並区		東京都		国		
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	
		6月期	1.15月分(0.65月分)	0.90月分(0.425月分)	1.225月分(0.65月分)	0.90月分(0.425月分)	1.225月分(0.65月分)	0.85月分(0.385月分)
		12月期	1.20月分(0.70月分)	0.90月分(0.425月分)	1.375月分(0.80月分)	0.90月分(0.425月分)	1.375月分(0.80月分)	0.85月分(0.385月分)
		3月期	0.25月分(0.10月分)	-	-	-	-	-
		計	4.40月分(2.30月分)		4.40月分(2.30月分)		4.30月分(2.22月分)	
職務段階に応じた加算	有		有		有			
退職手当	区分	杉並区		東京都		国		
		自己都合	定年・勲奨	全退職事由共通		自己都合	定年・勲奨	
	勤続20年	18.50月分	25.50月分	23.50月分		20.445月分	25.55625月分	
	勤続25年	29.00月分	34.25月分	31.50月分		29.145月分	34.5825月分	
	勤続35年	41.25月分	49.55月分	45.00月分		41.325月分	49.59月分	
	最高限度	41.25月分	49.55月分	45.00月分		49.59月分	49.59月分	
	加算措置	早期退職者割増制度(2~20%加算)		早期退職特例措置(2~20%加算)		早期退職募集制度(2~45%加算)		
1人当たり平均支給年額*	144万8000円	2187万円	-		-			

■ 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢の状況

(29年4月1日現在)

区分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	杉並区	31万3972円	43万9734円
東京都	31万4841円	44万5081円	41.5歳
国	33万 531円	41万 719円	43.6歳
区分	技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	杉並区	30万7896円	41万7016円
東京都	29万3011円	39万5511円	49.3歳
国	28万6833円	32万8360円	50.6歳

※「平均給与月額」とは、給料に諸手当(期末手当・勤勉手当を除く)を加えたものの平均月額です。

※国の「平均給与月額」は、期末手当・勤勉手当・通勤手当・超過勤務手当・特殊勤務手当を含みません。

■ 職員の初任給の状況

(29年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	I類(大学卒)	III類(高校卒)
	杉並区	18万2700円
東京都	18万2700円	14万4600円
国	総合職(大卒) 18万2700円	一般職(高卒) 14万6100円

■ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(29年4月1日現在)

一般行政職	経験年数	10年	20年
	大学卒	28万4510円	35万7093円
		22万3640円	33万2222円
技能労務職	-	30万3468円	

※技能労務職の経験年数10年目の職員は該当者なし。

特別職の区長・議員などの給料・報酬等について

区長・議員などの特別職については、学識経験者などで構成される杉並区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区議会の審議を経て、条例で定めています。

特別職の報酬等の状況

(29年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
区長	111万8600円	704万8430円	勤続期間1年につき100分の450
副区長	89万6400円	564万8320円	勤続期間1年につき100分の306
教育長	76万8200円	484万516円	勤続期間1年につき100分の234
議長	86万300円	452万8187円	-
副議長	77万8500円	409万7634円	
議員	59万8700円	315万1255円	

人件費について

29年度職員数は常勤3467名、職員人件費364億円で、昨年より職員数および人件費も減少しています。区では、行財政改革の一環として、職員数および人件費の削減に取り組んでいます。

職員給与費の状況

(28年度一般会計決算。退職手当を除く)

職員数(A)	給与費			計(B)	1人当たりの給与費(B÷A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
3313人 (278人)	125億5628万円 (6億2775万3000円)	51億5832万円 (1億9594万9000円)	58億9932万9000円 (1億5250万6000円)	236億1392万9000円 (9億7620万8000円)	712万8000円 (351万2000円)

※職員数(A)は、月平均の給料支給人数です。
 ※職員数は再任用フルタイム勤務職員(定年退職者等の再採用)を含みます。
 ※()内は再任用短時間勤務職員(定年退職者等の再採用)で外数です。

人件費比率

人件費の歳出額全体に占める割合を人件費比率といいます。人件費比率が高いと財政の健全性が失われ、事業費を圧迫することになります。区では、人件費比率の抑制を図るため、給与水準や職員定数の適正化に努めてきました。28年度の普通会計決算では20.3%となっており、前年度より1.5ポイント減となりました。

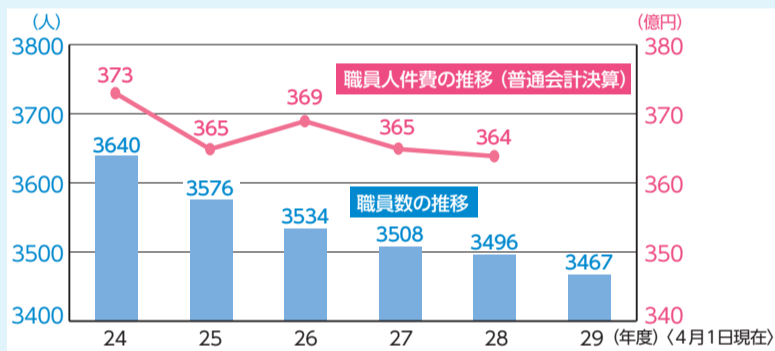
人件費の状況

(28年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(29年4月1日)	歳出額(A)	実質収支(黒字額)	人件費(B)	人件費比率(B/A)	(参考)27年度人件費比率
56万2065人	1794億569万7000円	69億8953万6000円	364億4873万2000円	20.3%	21.8%

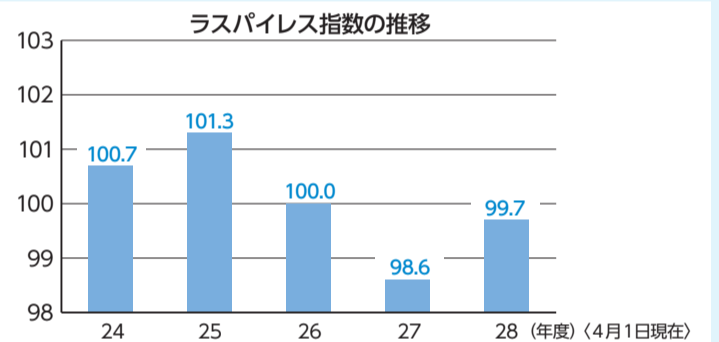
※普通会計とは、統計上の会計です。
 ※人件費には、一般職員のほか、区長・議員・パートタイマー等に支給される給料、報酬等を含みます。

人件費・職員数の推移



杉並区と国の給与水準の比較

地方公共団体の給与水準の指標として、ラスパイレス指数があります。これは、国を100として比較したものです。28年度の杉並区のラスパイレス指数は99.7でした。



職員数などの状況

職層別職員数の状況

(29年4月1日現在)

	部長	課長	係長	主任主事	一般職員	計
職員数	39人	97人	739人	1661人	931人	3467人
構成比	1.1%	2.8%	21.3%	47.9%	26.9%	100.0%

新規採用職員数の推移

	28年度	29年度
事務系	54人	38人
福祉系	22人	55人
一般技術系	9人	8人
医療技術系	8人	8人
技能・業務系	0人	0人
合計	93人	109人

※教諭・任期付職員を除く。
 ※29年度は11月1日現在。

退職者数の推移

	27年度	28年度
定年	101人	95人
勸奨	7人	22人
一般等	51人	62人
合計	159人	179人

※一般等退職には死亡退職・転出を含みます。

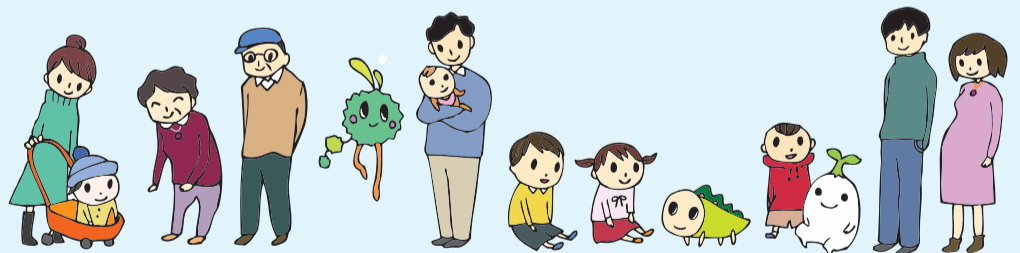
昇給の状況

年度	区分	合計	昇給状況	
			一般行政職	技能労務職
28年度	職員数(A)	3376人	2646人	400人
	勤務成績が「上位」または「最上位」に判定され昇給した職員数(B)	1146人	955人	114人
	比率(B÷A)	33.9%	36.1%	28.5%
27年度	職員数(A)	3424人	2685人	428人
	勤務成績が「上位」または「最上位」に判定され昇給した職員数(B)	1178人	974人	122人
	比率(B÷A)	34.4%	36.3%	28.5%

※合計には、一般行政職、技能労務職のほか、医療職、教育職を含みます。
 ※一般行政職は、杉並区職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の職員数をいいます。
 ※昇給した職員数には、勤務成績のほか、採用時調整等による昇給を含みます。

昇任選考の状況

選考区分	資格	27年度	28年度
		主任主事選考(短期)	有資格者 236人 受験者 140人 合格者 52人
係長職選考(一般)	有資格者	546人	533人
	受験者	49人	45人
管理職選考	合格者	36人	35人
	有資格者	1136人	1090人
	受験者	17人	14人
	合格者	9人	5人



懲戒処分

処分の内容	27年度	28年度
戒告	0件	2件
減給	2件	0件
停職1カ月未満	1件	0件
停職1カ月以上6カ月以下	1件	0件
免職	0件	0件
合計	4件	2件

※地方公務員法は、懲戒処分として免職・停職・減給・戒告の4種類を定めています。区は、「職員の懲戒処分等の公表基準」を定めて、職員の懲戒処分などを行った場合に公表しています。